

さくらの IoT Platform β サービス約款

第1条（約款の構成および適用）

1. このさくらの IoT Platform β サービス約款（以下、「本約款」といいます）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する「さくらの IoT Platform β サービス」に適用されるサービス別約款です。当社は本約款および当社基本約款（以下、「基本約款」といいます）に基づき契約（以下、その契約を「利用契約」といい、当社と利用契約を締結した者を「利用者」といいます）を締結の上、「さくらの IoT Platform β サービス」を提供します。

第2条（サービスの内容）

1. 「さくらの IoT Platform β サービス」とは、通信環境およびデータの保存または処理システムを一体型で提供する IoT のプラットフォームを提供するサービスであって、正式版の運用に向けたテストサービスです（以下、「本サービス」といいます）。

第3条（用語の定義）

1. 「電気通信事業者」とは、当社に電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業者をいいます。
2. 「SIM カード」とは、本サービスにより電気通信事業者の回線を利用するのに必要な、利用者認識番号その他の情報を記録することができる"microSIM カード"であって、当社が貸与するものをいいます。
3. 「プラットフォーム」とは、当社がそのデータセンター内に設置したサーバ設備であって、本サービスの利用に供するものをいいます。
4. 「利用者データ」とは、さくらの通信モジュールからプラットフォームへ送られるデータをいいます。
5. 「API」とは、利用者データの参照および利用者が所有する機器の操作信号の発信機能をインターネット経由で操作できるインターフェイスをいいます。
6. 「さくらの通信モジュール」とは、データをプラットフォームへアップロードする機能を提供し、接続された機器につき API を通じて操作信号の受信および発信をする機能を有する小型機器であって、当社が販売するものをいいます。

第4条（利用開始日、利用契約の成立）

1. 基本約款第5条第2項の定めにかかわらず、本サービスの提供は、利用契約が有効に締結された日（利用開始日）から開始されます。
2. 利用者が利用申込みをしている本サービスに関し、サービスの種類の追加、変更を請求した場合、基本約款第5条第2項、第6条第1項および第7条第2項の定めにかかわらず

ず、当該請求にかかる種類のサービスの提供は、当該請求が完了した時点から暫定的に開始されます。ただし、当該サービス提供開始後、基本約款第6条第1項各号に該当することが判明した場合には、同項に基づき、当社は当該変更請求を承諾せず、当該サービスの提供を中止することがあります。

第5条（利用料金）

1. 利用者が本サービスの利用に関し当社に支払うべき金額は、無償とします。

第6条（禁止行為）

1. 基本約款第16条第1項に定めるほか、利用者は次の各号に該当する行為（不作為により各号に該当する行為と同様の結果を生じさせる場合を含みます）を行ってはなりません。
 - i. 本サービスを申込書に記載した本サービスの利用目的以外に利用する行為
 - ii. 本サービスを通じてまたは本サービスに関連する営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為

第7条（第三者の利用）

1. 利用者が基本約款第17条に基づき本サービスを第三者に利用させる場合に当社が取得する当該第三者の個人情報の取扱いについて、利用者は、当社が基本約款第22条第1項から第5項までの定めと同様の取扱いができるように必要な措置を講ずることとします。

第8条（本サービスの維持、管理等）

1. 基本約款第18条第3項に定めるほか、当社は、事由の如何にかかわらず、本サービスの利用契約を終了する場合、基本約款第23条もしくは本約款第14条に基づき本サービスの提供を中止する場合、基本約款第24条に基づき本サービスの提供を一時停止もしくは制限する場合、または基本約款第27条もしくは本約款第15条に基づき本サービスの特定の種類もしくは内容の全部もしくは一部を廃止する場合、当社は、対象となる利用者の利用者データを当社が適切と判断する方法および時期において削除することができ、当該削除に関し、利用者および第三者に対し何らの責任も負わないものとします。

第9条（非保証）

1. 当社は、本サービスにより記録された利用者データの完全性、網羅性、正確性、確実性、有用性などに関して、本約款に定められた事項を除き何らの保証も行わないものとします。

第10条（通信速度等）

1. 本サービスにおける通信速度は、接続状況、利用機器等、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを利用者は了承するものとし、当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。
2. 利用者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、利用者データ、その他情報等が破損または滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第11条（知的財産権等）

1. 本サービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権およびノウハウ等の一切の権利は当社または第三者に帰属するものであり、本約款、本サービス提供の過程での当社による利用者に対する情報の開示は、明示、黙示を問わず、いかなる意味においても、当社による利用者に対する、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウ等に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、または譲渡を構成するものではありません。
2. 当社は、本サービスの円滑な提供の確保または本サービスの正式版の運用のために必要と当社が考える範囲で、利用者データの性質、分量などの解析、利用者データの複製その他の利用者データの利用ができるものとします。

第12条（アンケートの回答）

1. 当社は利用者に対して、本サービスの一環としてキャンペーンおよびアンケート等を随時実施することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づくキャンペーンおよびアンケート等の利用者による回答内容を自由に修正、編集、公表、複製、頒布その他の利用をすることができるものとし、利用者は当社に対して、著作権、著作者人格権その他の一切の権利を行使しないものとします。

第13条（通信の秘密）

1. 基本約款第21条第1項の定めのほか、当社は本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの正式版の運用のために当社が必要と認める範囲で電気通信事業法第4条の定める通信の秘密の対象となる情報を使用または保存します。

第14条（提供の中止）

1. 基本約款第23条第1項各号の定めのほか、次に掲げる事由がある場合は、当社は本サービスの提供を中止することがあります。

- i. 技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合
- ii. セッション(データ通信を行うことができる利用者の回線の状態をいいます。以下この条において同じとします。)の設定が長時間継続されたと当社が認める場合
- iii. 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認める場合

第15条 (サービスの内容の変更および全部または一部廃止)

1. 基本約款第27条の定めにかかわらず、当社は、その裁量で任意に本サービスの内容を変更し、または本サービスの全部もしくは一部の提供を廃止することができるものとします。

第16条 (利用契約の解除等)

1. 基本約款第28条の定めにかかわらず、当社は、1ヶ月前に利用者に通知することによって、任意に当該利用者の利用契約を解除することができるものとします。
2. 基本約款第29条第4項の定めにかかわらず、利用者は、当社に対し当社の定める方法で通知することにより、その日をもって利用契約を解約することができます。

第17条 (提供の中止、一時停止等、情報等の削除等、サービスの内容の変更および全部または一部廃止、利用契約の解除等に関する免責)

1. 当社は、基本約款第23条ないし第28条および本約款第14条ないし第16条の定めに基づきとった措置により各利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。

第18条 (契約期間の満了、および後継サービスへの引継ぎについて)

1. 基本約款第29条の定めにかかわらず、利用契約の契約期間は、利用開始日から当社が利用者に対し別途通知する本サービスの利用期間満了日までとします。
2. 当社は、本サービス終了時において、利用者が本サービスの後継サービス（以下、「後継サービス」といいます）の利用を希望し、当社との間で後継サービスの利用契約が成立した場合、利用者に対し、本サービスのアカウントおよびパスワード、利用者がプラットフォームに保存した利用者データ、その他利用者の本サービス利用状況を後継サービスに引き継いで利用を継続させることができるものとします。
3. 本サービスの廃止および後継サービスへの引継ぎに関する通知については、事前に利用者の指定した電子メールアドレスへの電子メールの送信、書面の送付、当社ホームページへの掲載等、当社が適当と判断する方法により行います。

第19条 (契約の終了)

1. 利用者の死亡（ただし基本約款第9条に基づき相続人が利用契約上の地位を承継した場

合を除きます)、解散、消滅、利用契約の解除、契約期間の満了または本サービスの全部の廃止のいずれかがあった場合、利用契約は終了するものとします。

第20条 (保証、免責)

1. 基本約款第32条第2項の定めにかかわらず、当社は、利用者が本サービスの利用に関して被った損害(本サービスの利用の不能、利用機器等の不具合・故障、電気通信事業者の提供する移動通信サービスの遅延その他本サービスの提供の遅延、利用者データの損壊・消失および第三者による盗用・漏洩、ウイルス・マルウェア等への感染、ならびに第三者による不正アクセス・クラッキング・セキュリティホールの悪用等による損害を含みますが、これらに限りません。以下同じ)については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、個人(事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます)の利用者が本サービスの利用に関して損害を被った場合については、この限りではありません。この場合、当社は、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社の責めに帰すべき事由による債務不履行または不法行為により生じた直接の通常損害についてのみ、本サービスの利用について利用者が当社に支払った金額または金10000円のうちいずれか大きい方の金額を限度として、上記損害を賠償する責任を負うものとします。

第21条 (基本約款との関係)

1. 本サービスに関しては、本約款のほか基本約款が適用されるものとします。ただし、本約款と基本約款との間に矛盾抵触する規定がある場合は、本約款の規定が優先的に適用されるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、本約款に特別に定める場合のほか、基本約款第15条および第31条は本サービスには適用しないものとします。

附 則

第1条 (適用開始)

この約款は、平成28年11月1日より適用されます。